

## 令和4年度第1回再生土木資材分科会議事録

日 時：令和4年11月2日（水）14:30～16:30

場 所：全国産業資源循環連合会会議室（ZOOMによるWEB会議）

### 出席者【分科会員】

藏本悟（部会長：(株)西日本アチューマツトクリーン）

細沼順人（座長：成友興業(株)）

吾妻泉（(株)ヨコハマ全建）、山内友和（(株)エコ・ファクトリー）、

猪口好夫（協同組合大阪南部リサイクルセンター）、

梅原義隆（(株)静岡西部建設）、大前慶幸（山陽工営(株)）、

粕谷毅（(株)タケエイ）、篠原隆行（(株)篠原建設）、下田勝利（(株)勝利商會）、

谷田政行（(株)谷田建設）、東條智之（東條商事(株)）、早尾清司（野崎興業(株)）、

堀内祐典（(株)堀内土木）、宮崎健治（宮崎基礎建設(株)）、

森竜也（サンコーリサイクル(株)）

### 【運営委員】

伊藤孝助（(株)I・T・O）、野中昭良（(株)野中エンタプライズ）

### 配付資料

#### 議事次第

分科会員名簿（分科会員限り）

出欠表

資料1 建設廃棄物部会細則

資料2 令和4年度建設廃棄物部会事業計画

資料3 建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取り扱いについて（通知）（令和2年7月20日、環循規発第2007202号）

資料4 建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る審査認証業務の実施について（令和3年8月2日、産財2021015号）

資料5 建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る第三者認証について（令和3年8月19日、事務連絡）

資料6 建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る認証業務（振興財団ホームページ掲載資料）

資料7 六価クロムの水質環境基準及び地下水環境基準の見直しに伴う土壌環境基準の見直しへの対応について

参考資料1 再生品認証事業等について（産業廃棄物処理事業振興財団資料）

参考資料2 土サミットTOKYO2022 資料一式（分科会員限り）

参考資料3 JASRA VISION 2050 資料一式（分科会員限り）

参考資料4 令和4年度港湾・空港等リサイクル推進検討会開催ニュースリリース（国土交通省）

## 1. 開会

## 2. 挨拶

### (1) 連合会挨拶

室石専務理事が挨拶した。

10月12日から専務理事に就任した。国土交通省は土木系資材を利用したいとの意向は昔からある。環境省から有価物該当性通知が発出されたこともあり、今後の検討に期待する。審議の程よろしく願います。

### (2) 部会長挨拶

藏本部会長が挨拶した。

総会において理事に就任し、濱野氏から部会長を引き継いだ。本日は、旧建設汚泥分科会、旧再生砕石分科会に参加されていた方以外に、建設廃棄物部会運営委員にも参加いただいている。同じ思いを持った仲間を全国に広げていくために、運営委員の方に分科会活動をご理解いただき、各地域からの参加者を増やしていきたいと考えている。

### (3) 座長挨拶

細沼座長が挨拶した。

建設廃棄物部会運営委員会で座長を拝命した。この分科会では、有価物該当性通知の運用を拡大し、当業界の事業者のメリットを創出するために、二つの分科会を統合し、同じベクトルの活動を進めて参りたい。目標の達成に向けて期限を区切って活動を進めたい。

## 3. 出席者紹介

自己紹介した。

## 4. 議事

### (1) 再生土木資材分科会の発足について

事務局が資料1及び2を説明した。

- ・ 資料1及び2は、どこで承認されたのか。

←事務局：資料1は部会規則第15条、資料2は建設廃棄物部会細則第4条の定めにより、ともに建設廃棄物部会運営委員会で協議し、承認を得たものである。

### (2) 今後の分科会での取り組みについて

事務局が資料3～6を説明し、意見交換を行った。

- ・ 当社では再生品が売却されて初めて資産計上している。認証を受けた場合は製造時点で有価物と判断されるとのことであるが、認証を受けた物を保管している場合、期末の棚卸はどのように考えておけば良いか。
- ・ 売却されるまでは資産として計上しておくべきだろう。皆さんはいかがか。
- ・ 再生砕石が主流であるが、販売を目的とした物は製造した段階で商品として資産計上している。

- ・ 処理後のストックヤードで保管している場合は廃棄物だが、処理後のストックヤードから製品ヤードに移動した後は商品として資産計上している。
- ・ 認証を受けた場合であっても、現場に搬入するまでは製品として取り扱ってもらえないという趣旨か。
  - ←製造した段階で有価物と見なされるため廃棄物から卒業するという趣旨である。
  - ←公共事業の場合、入札の段階で認証製品の使用が明示されているのか。
  - ←今の段階ではそのようなことはない。
- ・ 県指定のあいくる材の制度があるが、建設汚泥に関しては公共事業の設計仕様書に愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる材）の使用を明記している事例はない。今後、リニア工事から発生土が大量となる見込みであり、それらとの競争が激化する懸念がある。
- ・ 県内には残土処分場が少ないが、建設汚泥は自ら処理後に残土として処分されている。建設汚泥は公共事業での利用は難しい。有価物該当性通知に基づき、県に認証してもらえるように目指したい。県内に残土処分場は少ない。現場では、建設発生土（残土）を処分して、建設汚泥は処分せず、自ら利用をしている傾向がある。建設汚泥再生品を公共事業で利用をして頂くには、県のリサイクル認定をまず取得し、その後に有価物該当性通知認証も取得してに基づき利用促進に取り組んでいきたい。
- ・ 再生砕石は民間工事等に納品できているが、建設汚泥改良土は残土との競争に勝てない状況である。
- ・ 九州地域協議会内でも温度差がある。津久見市は石灰岩の町であり、セメント採掘時に比較的良質の石灰石の端材が大量に発生するが、良質であるにも関わらずそれらは残土処分されている。港湾の浚渫汚泥に石灰を混合し残土処分されている事例がある。数値的には問題のないレベルであるが地元農業関係地権者や河川漁協から苦情が寄せられて工事がストップしている。
- ・ 改良土について彩の国リサイクル製品認定を取得しているがニーズはない。第三者認証の取得を目指したい。土サミットにも参加し勉強中である。
- ・ 土サミットに参加したが残土の方が使いやすいという考えが主流であった。汚泥のリサイクル製品を公共工事で利用してもらうために、発注者や元請など関係者の理解を得る取り組みが不可欠である。
- ・ シラス（白砂）は一般の土よりも締固め強度が出る。建設汚泥に関して、かごしま認定リサイクル製品の認定を受けている会社が2社あるが、ニーズは全くない状況である。
- ・ 製品か廃棄物かの判断は、排出事業者を含めて不適正なことを行う事業者を取り締まるための考え方であり、適正に利用されていればそもそも問題は生じないはずである。これらにより適正に事業を行っている事業者にしわ寄せが来ている。当社はリサイクル施設も所有しているが基本は埋立処分、利用が見込み得る場合のみリサイクル製品を製造している。県内の残土の処分料金は4,000～6,000円/m<sup>3</sup>、汚

泥の処分料金が8,000~15,000円/m<sup>3</sup>程度である。この金額であればリサイクル製品の製造も可能であるがはけ口はない。残土の発生量が1,000~3,000m<sup>3</sup>/現場であるのに対し、汚泥は300~500m<sup>3</sup>/現場程度であり規模が違う。処分とリサイクルの両方がないと商売は難しい。

- ・ 再生砕石を取り扱っているが、捌ける見通しがあるときにしかリサイクルの仕事を受けていない。
- ・ 再生砕石を取り扱っているがニーズはない。
- ・ 熱海での土砂災害をきっかけとして静岡県盛土等の規制に関する条例が制定され、7月から施行された。残土の有効利用促進に邁進しており、残土由来の競合品が増加し、汚泥由来の再生材の利用が停滞するおそれがある。排出者が汚染されていないことを証明しなければならぬためコスト負担が増加し、リサイクルが阻害されることを危惧している。
- ・ 大阪市は指定工場、堺市は認定工場の制度があり、公共事業で建設残土や再生砕石が利用されている。各地域での工夫や取り組みが重要である。
- ・ 再生砕石は路盤材としての利用が中心であるが道路工事は減少の一途である。盛土材としての需要が現時点で期待できない以上、大規模な造成工事を待つうえでの、製品ストックヤードの拡充で対応している。
- ・ 都県境に工場が立地しているため、かながわりサイクル製品認定を受けたがニーズはなかった。排出者は発注者は再資源化施設に搬入するまでしか関心はない。利用を含めた仕組み作りが必要である。
- ・ 建設汚泥から流動化処理土と再生土を製造しており、両方ともかながわりサイクル製品認定を取得している。再生土は県内ではニーズはない。流動化処理土は製造段階で製品と認めていただいております、産廃の許可を取得していない車両でも納品できている。有価物該当性通知が発出された後、横浜市に有価物該当性の認証に関する考え方について文書で質問し、要綱が作成され文書で回答を得た。それに基づき市から認証を受けることができたため認証費用はかかっていない。廃棄物の性状を分析した後でなければ契約はしない。製品については土壌環境基準全項目を毎月1回第三者機関で分析している。有価物として販売した実績の証明として請求書の写しと入金された口座のコピーを横浜市に提出している。
- ・ 徳島県リサイクル認定制度があり、認定を受けることはできるが利用はしてくれない。本来の目的は利用を促進することである。
- ・ 岡山県エコ製品認定制度があり、再生処理土、流動化処理土、再生砂の認定を受けており、販路拡大に務めているがニーズは少ない。県だけでなく国土交通省地方整備局への営業を行っている社はあるか。
- ・ 建設業の下請団体の連合組織である建設産業専門団体九州地区連合会に、九州地域協議会として加盟している。国土交通省九州地方整備局を含め関係団体間での情報共有を進めている。各地域での事情は異なるだろうが地産地消を進めたいと考えている。県内では、汚泥処理は数社程度しかなく、再生砕石より新材の方が安価である。大手砕石業者などは、新材に少しだけ再生砕石を混ぜ、全体を再生砕石として

販売している。セメント業界との話し合いは全くない。利用する側へのメリットを当方から提案していく必要があるのではないかと。

- ・ 再生砕石は腐敗しないが保管容量上限の問題がある。受給ギャップがあるため、ストックヤードの大きさによって処理能力を制限する方法もある。
- ・ 本来は、オールジャパンで取り組めれば良いが、地域内で説明し、理解を求めていくことも重要である。受入を停止するという考えもあるが、各地域での活動を進めていただきたい。

### (3) 六価クロムの水質環境基準及び地下水環境基準の見直しに伴う土壌環境基準の見直しへの対応について

細沼座長が資料7を説明し、意見交換を行った。

- ・ 六価クロムは避けて通ることができない。再生砕石は製造側として0.05mg/L以内を目標として管理しているが、現場搬入後に現場から第三者機関に委託して再分析する仕組みがある。これをクリアすることができないため現在は販売を中止している。六価クロムが0.02mg/Lに変更された場合には、利用することはできなくなるだろう。

### (4) その他

細沼座長が参考資料4を説明した。

- ・ アスファルト合材の出荷量が減少している。これは道路工事が減少していることの証である。再生砕石はほぼ路盤材としての利用に限定されている。このように再生砕石のシェアは細っていく一方である。資源循環産業として発展、継続していくためには、路盤材以外のニーズを掘り起こしていく必要があり、他産業から奪い取ってくるだけの覚悟が必要である。参考資料4は利用拡大を目指している会議である。にもかかわらず当事者として当業界の代表者が検討会に呼ばれていない。発注部局との協議が不可欠である。
- ・ 国土交通省が開催した資材関係の会議に、九州地域協議会が呼ばれた。その会議では、九州地域協議会だけがオブザーバーとして国土交通省側に席が用意され、意見を求められた。全産連も国土交通省との連携を密にして欲しい。

## 5. その他

蔵本部長が、座長と相談しながら本日の内容を整理し、次回分科会（12月13日）に向けて、今後の分科会の取り組みについての提案をまとめたいと発言し了承された。

室石専務理事から以下の発言があった。

循環型社会を進めていく中で、反対のことが起きている実態についてご意見があった。六価クロムの基準を変えることは難しいが、基準の適用に向けた対策についてしっかり検討して参りたい。

## 6. 閉会